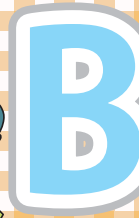


# ごみのマナー

家庭用

大阪市環境局



環境局ホームページ <https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/index.html>

令和元年10月作成

## 家庭ごみの分別の徹底をお願いします

大阪市では、限りある天然資源の消費を抑制し、地球温暖化防止など、環境への負荷をできる限り低減させるため、分別収集を実施し、リサイクルを推進しています。

平成25年10月からは全ての市民の皆さんに「ごみは分別する」というルールを守っていただくため、普通ごみの中に分別収集対象品目である**資源ごみ**、**容器包装プラスチック**、**古紙・衣類**、**粗大ごみ**が混ざっているなど分別ルールが守られていない場合は啓発シールを貼り、収集せずに残置することで分別排出ルールの徹底を図っております。

一層のごみ減量を促進するため、ご理解とご協力をお願いします。

[残置したごみは排出者本人が持ち帰りのうえ再度正しく分別し、普通ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類のそれぞれの収集日に改めてお出しください。]

### 「中身の見えるごみ袋(透明または半透明)」による排出指定制度

普通ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類分別収集で、ごみ袋を使用して排出するごみは、透明または半透明で中身が確認できる袋を使用してください。中身が確認できない袋、段ボールや紙袋などは収集できませんのでごみの排出に使用しないでください。



スマートフォン用

### ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

●ごみ分別検索や収集日のお知らせなどの機能が、iPhone・Android搭載端末で利用可能



App StoreのQRコード  
(iPhoneをお使いの方)



Google PlayのQRコード  
(Androidをお使いの方)

### ごみ減量に

#### 取り組みましょう!

- 限りある天然資源の有効利用や地球環境を保全するため、3R(Reduce:ごみの発生抑制、Reuse:再使用、Recycle:再生利用)の取り組みが求められています。
- ごみ減量は、皆さん一人ひとりの協力なくして達成できるものではありません。次のような取り組みを行うことにより、より一層のごみ減量を進めましょう!

#### 発生抑制・再使用の取組

● 買い物時には買い物袋を持参し、レジ袋をもらわないようにする。  
レジ袋 1袋 約10g



● 食べ残しをせず、無駄な食品を買わないようにする。  
茶碗一杯分のごはん 約140g



● 繰り返し使えるリターナブルびん入り商品を選び返却する。  
ビール(中)びん 1本 約350g



● まだ使える衣類はガレージセールに出品したり人に譲るようにする。  
Tシャツ 1枚 約100g



※仮に、一世帯あたり毎日100gのごみ減量を実践すれば、年間約5万2千トンのごみ減量が達成できます。(100g×143万世帯×365日=約5万2千トン)

#### リサイクルの取組

● 資源ごみや容器包装プラスチックは、分別して排出する。



資源ごみ 容器包装プラスチック

分別排出の徹底を!

● 新聞・雑誌・段ボールなどの古紙や衣類については、古紙・衣類分別収集に排出するか、資源集団回収等に引き渡す。



古紙・衣類

## ごみの持ち出しサービス (ふれあい収集)

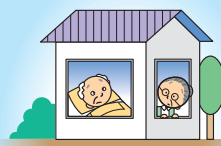
大阪市では、ごみの収集の際、一人暮らしのおとしより(65歳以上の方)や、おとしよりだけの世帯、障がいのある方が居住されているご家庭で、「ごみを一定の場所まで持ち出せない。」「ごみをマンションのごみ置き場まで持っておりられない。」など、**ごみの持ち出しが困難な方々を対象として**、環境局の職員が無料でご家庭までごみの収集に伺うサービス(ふれあい収集)を実施しています。

普通ごみや資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類をご家庭まで収集に伺うほか、粗大ごみの持ち出しも行っています。詳しくは、お住まいの地域を担当する環境事業センターまでお問い合わせください。(8ページ参照)



### 安否確認の通報サービス

ふれあい収集の際には基本的に「こんにちは、環境局です。ごみを持っていきます。」などと声をかけさせていただきます。「声をかけても返事がない。」「お約束した曜日にごみが出されていない。」という場合などには、ご希望により環境事業センターから、あらかじめ登録いただいた連絡先に、安否確認していただくよう、通報するサービスも行っています。

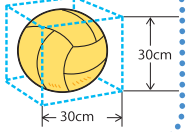
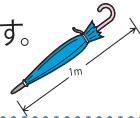


# 普通ごみ収集(週2回)

曜日

普通ごみとして収集するのは**最大の辺又は径が30cm以内のもの、あるいは棒状で1m以内のもの**  
(資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類対象品目を除く)でおおむね次の品目のごみです。

詳しくは、お住まいの地域を担当する環境事業センターにお問い合わせください。(8ページ参照)

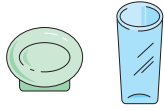


## 主なごみ

最大の辺又は径が30cm以内のもの、あるいは棒状で1m以内のもの

### ガラス製品

- コップ
- 皿
- 板ガラス



※厚紙などに包んで袋に「キケン」と表示してからお出しく下さい。

### 電気器具類

- 電気ポット
- ラジオカセット
- 電気コンロ
- ジューサーミキサー
- 換気扇
- 電気アンカ

### 家具・寝具類

- 本立て
- ござ・シート
- 枕
- カーテン
- クッション

### プラスチック製品 (容器包装プラスチック及びペットボトルを除く)

- ボールペン
- ビデオテープ
- 歯ブラシ

### スポーツ用品

- ヘルメット
- ボール
- 釣竿
- ラケット
- グローブ

### 日用品

- せともの類
- 花瓶
- 魔法瓶
- かご・ざる
- 盆
- バケツ
- ハンガー
- 額ぶち
- とりかご
- 観葉植物
- 植木鉢
- 園芸用品 (ホース・ジョウロなど)
- 傘
- カバン
- 靴・長靴
- おもちゃ (ぬいぐるみ含む)
- はかり



1回の収集につき、3袋(45L)程度までをお願いいたします。

剪定ごみや除草ごみは袋にまとめて収集日にお出しく下さい。ただし、多量の場合は、有料となります。引越に伴うごみや大掃除などで一時的に多量に出るごみについても、有料となりますので、排出される場合は、3ページの「粗大ごみ収集」をご参照ください。



## 出し方と注意

● 台所ごみ・生ごみは、水分をよくきってお出しく下さい。



● マッチ・花火・ライターなどは、使いきり、火の気のあるものは完全に消してからお出しく下さい。



● 食用油などは、紙や布にしみ込ませるか、固めるなどしてお出しく下さい。



● 竹串・ガラスの破片・カミソリの刃などは、厚紙などに包んで袋に「キケン」と表示してからお出しく下さい。



● 紙おむつなどは、汚物を取り除き、ポリ袋に入れるなど、臭気が漏れないようにしてお出しく下さい。



分別収集対象品目が混ざっている場合や、中身の見えるごみ袋以外で排出された場合は、啓発シールを貼り、残置します。

## からすネット(防鳥ネット)を貸し出します

大阪市では、からすによるごみの散乱被害を防止するため、大阪市が収集するごみの持ち出し場所(概ね5世帯以上で利用されている場所)に、からすネット(防鳥ネット)を無償で貸し出します。

### 貸与要件

- ごみの持出場所を利用する世帯が概ね5世帯以上であること。
- からすによるごみの散乱被害があること。

### サイズ

- ★3メートル×4メートル(大サイズ)
- ★2メートル×3メートル(小サイズ)

## 家電リサイクル法対象品目

エアコン・テレビ・冷蔵庫  
冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機



ご家庭で不用となったエアコン・テレビ・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機の家電リサイクル法対象品目は、買い換える場合や過去に購入した販売店等がわかる場合について、当該販売店等に引き取る義務がありますので引き取りを依頼してください。大阪市では、引き取りや収集・運搬を行っておりません。買い換え以外で、過去に購入した販売店等が不明な場合の処分方法は、次のとおりです。

### 処分する対象品目の確認

メーカーや規格(大きさ)等を確認しておく。

### 郵便局でリサイクル料金を支払う

郵便局に備え付けの「家電リサイクル券」に必要事項を記入し、リサイクル料金を振り込む。(別途、振込手数料が必要です。)

自分で運搬できる

指定引取場所(※)へ

処分する対象品目とあらかじめリサイクル料金を支払った「家電リサイクル券」と併せて指定場所に搬入してください。

自分で運搬できない

許可業者(※)へ

大阪市一般廃棄物(ごみ)収集運搬業許可を有している『許可業者』へ運搬を依頼してください。運搬料金を許可業者に支払い、処分する対象品目とあらかじめリサイクル料金を支払った「家電リサイクル券」を許可業者に引き渡してください。

### ■主なメーカーのリサイクル料金の目安(令和元年10月1日現在)

エアコン	テレビ		冷蔵庫・冷凍庫		洗濯機・衣類乾燥機
	15型以下	16型以上	170ℓ以下	171ℓ以上	
990円	1,870円	2,970円	3,740円	4,730円	2,530円

### ■リサイクル料金のお問い合わせ先

家電リサイクル券センター

☎ 0120-31-9640

FAX 03-3903-7551

(※) 指定引取場所、許可業者については、環境局ホームページ「家電リサイクル法対象品目の出し方」  
<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000369358.html> をご覧ください。



# 粗大ごみ収集 (有料)

家庭の日常生活から出されるごみで、最大の辺、又は径が30cmを超えるもの、あるいは棒状で1mを超えるもの。また、家庭の引越しや大掃除などで一時的に多量に出されるごみについても、有料で収集します。品目ごとに料金が定められていますので、粗大ごみ収集受付センターでご確認ください。

※家電リサイクル法対象品目については、大阪市では収集できません。(2ページ参照)

資源化可能な古紙は古紙・衣類分別収集にお出しください。なお、一時的に多量に出される場合は、再生資源業者に収集を依頼してください。(6ページ参照)

## 粗大ごみ収集受付センター



インターネットでの申込み先

<https://s-kantan.com/kankyo-osaka-u/>

24時間、365日、いつでもお申込み可能です。

パソコン、スマートフォン、タブレット端末からアクセスして、画面の案内に従ってお申込みください。

※お申込み内容の確認のため、粗大ごみ収集受付センターからご連絡することがあります。



スマートフォン、  
タブレット端末  
からもOK!

ご家庭の固定電話でのお申込先

**0120-79-0053** (通話料  
無 料)

携帯電話・スマートフォンでのお申込先

**0570-07-0053** (大阪06エリアへの  
通話料金が必要です)

**受付日** 月曜日～土曜日(祝日も受付しています)、9時～17時  
12月29日～1月3日の間は受付は休ませていただきます。  
※月曜日や祝日の翌日、また、受付開始直後はお申込みが多く、電話がつながりにくい場合があります。

受付センターが  
確認する項目

- 住所
- 氏名
- 電話番号(連絡先)
- ごみ置き場の場所
- 粗大ごみの品目や大きさ、数量

※同じ品目でも、大きさにより料金が異なるものや粗大ごみの品目がないものについては、幅・奥行・高さの合計により料金設定しているため、大きさを確認しています。

受付センター  
からお伝えする  
項目

- 収集日
- 受付番号
- 品目ごとに必要な料金



※お申込みされてから4日後以降(日曜日を挟む場合は5日後以降)の収集になります。なお、お申込みの日から、1か月先まででしたらご希望の収集日(日曜日を除く)を選択できます。

※ふれあい収集(1ページ参照)をご希望の方は直接お住まいの地域を担当する環境事業センター(8ページ参照)へお申し出ください。

## 出し方と注意

- 手数料券(シール)に受付番号又は氏名を記入し、品目1点ごとによく見るところに貼り付けてお出しください。
- 受付センターでお知らせした収集日の午前9時までに家の前(又は指定場所)にお出しください。
- 収集が終わるまで、手数料券の「購入者控(領収書)」を保管してください。



### 注意事項

- ①お申込みされていないもの、手数料券が貼り付けられていないもの、手数料が不足しているものは収集できません。
- ②寝具類等はかさばらないようにくくってお出しください。
- ③石油ストーブは灯油と電池を抜き取ってからお出しください。
- ④品目は、解体していただきましても解体前の料金を徴収させていただきます。ただし、品目によっては、あらかじめこわしてから出していただくのがあります。

## 粗大ごみ処理手数料券の購入方法

- ①受付センターで手数料を確認後、取扱店で品目1点ごとに「粗大ごみ処理手数料券」(以下、手数料券)を購入してください。手数料券は、200円、400円、700円、1,000円の4種類です。手数料券(見本) 200円券の場合



一度貼るとはがきすることができませんので、注意してください。

- ②手数料券はシールになっています。粗大ごみを出すときに、よく見るところに貼ってください。
  - 手数料券は払い戻しできません。購入される際にはまちがいのないよう十分に注意してください。
  - 手数料券は再発行できません。紛失・破損・貼り付けのまちがい等がないようにしてください。
  - 手数料券に有効期限はありません。

- ③手数料券は、「粗大ごみ処理手数料券取扱店」のステッカー表示がある大阪市内のコンビニエンスストア、スーパーマーケット、郵便局(大阪北郵便局、新大阪郵便局及び簡易郵便局を除く)、各環境事業センターなどで販売しています。



聴覚・音声機能・言語機能障がいなどのある方は  
ファクシミリ・はがきで申し込みができます

### ファクシミリの場合

住所・氏名・粗大ごみの品目や大きさ、数量をファクシミリ用紙・はがきに書いて次のとおりお申込みください。(ファクシミリの場合はファクシミリ番号もお書きください。)ごみは家の前(又は指定場所)にお出しください。収集車が入れない場合は、ファクシミリ用紙に「進入不可」と書いてお送りください。

- ①ファクシミリ番号へ送信してください。  
**0120-53-4153**  
(通信料無料)
- ②受付センターから収集日・受付番号・品目ごとの手数料をファクシミリでお知らせします。

### はがきの場合

- ①お住まいの地域を担当する環境事業センターへはがきでお申込みください。
- ②環境事業センターから、収集日・受付番号・品目ごとの手数料をはがきでお知らせします。(8ページ参照)

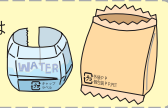
※生活保護を受けられている方、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付が決定されている方につきましては、申請により手数料の免除がうけられます。詳しくは、お住まいの地域を担当する環境事業センターにお問い合わせください。(8ページ参照)

## 対象品目

## 容器包装プラスチックとは？

「容器」とは商品を入れるもの(袋を含む)、「包装」とは商品を包むもので、容器包装プラスチックとは、その中身を出したり使ったりして中身商品と分離した後、不要となるプラスチック製の容器や包装のことをいいます。

※容器包装プラスチックにはマークが表示されています。



### ボトル・カップ・パック類



- 食用油・たれ・ドレッシング・乳酸菌飲料・ソースなどの容器

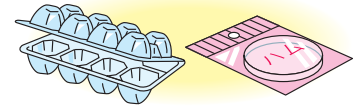
- うがい薬・目薬などの容器
- 洗剤・シャンプー・リンス・化粧品などの容器

※キャップははずしてから一緒にお出してください。



- カップめん・プリン・ゼリーなどのカップ

※必ず汚れは洗ってからお出してください。



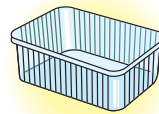
- 卵・果物・ハムなどのパック
- コンビニ弁当などの容器
- 薬・化粧品・日用品などのケース

### 袋・ラップ・トレイ(皿型容器)類

- パン・お菓子・野菜等の袋、あめなどの包み(個包装)
- 生鮮食品・コンビニ弁当等のラップ、カップめん等の外側フィルム
- インスタント食品・冷凍食品などの袋



- レジ袋・衣料品・トイレトペーパー・日用品などの袋

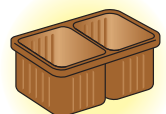


- 果物などのトレイ

※発泡トレイは、スーパーマーケット等でも店頭回収が行われています。

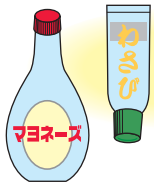


- お惣菜・生鮮食品・お寿司などのトレイ



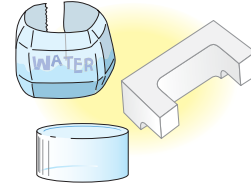
- お菓子・カレールウ・海苔等の仕切りトレイ

### プラスチック製のチューブ類・その他



- マヨネーズ・ケチャップ・ねりわさび・歯磨きチューブ等のチューブ

※キャップははずしてから一緒にお出してください。  
※中身の残っているものは普通ごみにお出してください。



- ペットボトル・スプレー缶・ガラスびん等のプラスチック製のキャップ・ラベル
- 果物・家電製品などの商品を保護する発泡スチロールやシート

## 対象外のもの

普通ごみにお出してください。

プラスチック製のものでも、商品そのものは対象外となります。

### ● 商品の付属品

- 飲料パックのストロー
- 弁当のスプーン
- 洗濯石鹸の計量スプーンなど



### ● 商品そのもの

- おもちゃ
- ビデオテープ・CD・DVDとケース
- ボールペン・定規などの文具
- 歯ブラシ
- 洗面器・バケツ



- 使い捨てライター・禁煙パイプ・水きり用袋などの使い捨て商品

## 出し方と注意

※対象外の品目や汚れがひどいものが混ざっている場合は啓発シールを貼り、残置します。

中身を使いきってからお出してください

- 容器や袋などは中身を使いきり、残りかすが付着していないものは、そのままお出してください。

汚れは洗ってからお出してください

- 食品などの残りかすがどうしても残る場合は、食器を洗ったあとの残り水などを利用してすすいでください。

ただし、汚れがとれないものは、普通ごみにお出してください。(リサイクルに支障をきたすため)

容器包装プラスチック以外のものは混ぜないでください

- 紙製のラベルやシール(賞味期限や値段表示など)が貼ってあるものは、小さくても簡単に取れるものは取ってください。簡単に取れないものはそのまま容器包装プラスチックとしてお出してください。

## リサイクル工場で火災が発生しています

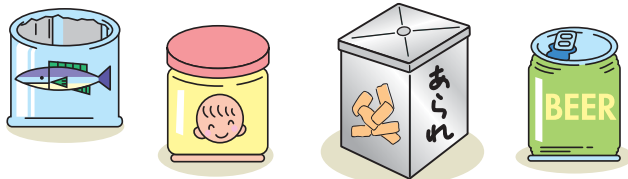
市民の皆さんがお出しいただいた容器包装プラスチックの中に、電子機器(携帯電話・モバイルバッテリー等)・電池(乾電池、リチウムイオン電池等)・ライターなどが混入している場合があり、リサイクル工場では火災が発生しています。これらの品目は、リサイクルの工程で発火する危険性が高いため、容器包装プラスチックとしてお出しただかないようお願いします。



## 対象品目

### 空き缶

- 飲料水・食料品・日用品・化粧品などの金属製の空き缶で、一斗缶以下の大きさのもの  
(ただし、スプレー缶・カセットボンベ類は別袋で)



### 空きびん

- 飲料水・食料品・日用品・化粧品などのガラス製の空きびんで、一升びん以下の大きさのもの



※一升びん、ビールびんなどのリターナブルびんは購入店、販売店にお渡しください。

### 金属製の生活用品

- なべ・灰皿・アルミ箔などの金属製の生活用品で最大の辺又は径が30cm以内のもの、あるいは棒状で1m以内のもの  
(ただし、ホーロー製品は除く)



### ペットボトル

- しょうゆ・飲料用・酒類などのペットボトルでラベルなどの部分に



の表示があるもの



※スーパーマーケット等でも、店頭回収が行われています。

## スプレー缶・カセットボンベ類の出し方【塗料スプレー (ラッカー等) は除く】

- ① 必ず中身を  
使いきって  
ください。
- ② 穴をあけずに、  
透明または半透明の  
袋に入れてください。



- ③ 従来の資源ごみ  
(空き缶・空きびん・ペットボトル等)  
とは別の袋に入れて  
お出しください。



## 対象外のもの

- 包丁やはさみ、千枚通し等の鋭利なもの  
(収集時や選別時に危険なため)
- ホーロー製の生活用品  
(リサイクルできないため)
- せともの類 (リサイクルできないため)  
➔ 厚紙に包んで中身の見えるごみ袋に「キケン」と表示。
- 塗料スプレー (ラッカー等)
- 鉄線や銅線など線状のもの
- 鉄アレイなどの金属でできた重量物  
(選別時に支障をきたすため)



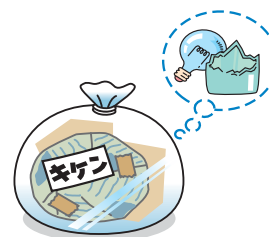
- 有害な薬品や塗料の入った缶・びん  
(リサイクルに支障をきたすため)

➔ 販売店やメーカーなど  
にご相談ください。



- ガラスコップ・板ガラス・  
電球などのガラス製品  
(リサイクルに支障をきたすため)

➔ 厚紙に包んで中身のみ見えるごみ袋に  
「キケン」と表示して、普通ごみに  
お出しください。



※蛍光灯管については、受付回収などによる回収を行っています。  
(7ページ参照)

「普通ごみ」と一緒の袋に入れてお出しください。  
※塗料スプレー (ラッカー等) は中身を使いきり、穴をあけずに。

## 出し方と注意

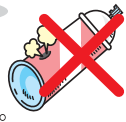
- 空き缶・空きびん・ペット  
ボトルは、中身を出して、  
さっと水洗いしてください。



- 空きびん、ペットボトルについている  
キャップは、必ずはずして、  
プラスチック製のは容器包装プラスチック、  
金属製のは資源ごみに  
お出しください。



- スプレー缶・カセットボンベ類は、  
中身を使いきり、穴をあけずに別袋で。  
その他の対象品目は、まとめてひとつの袋に入れてお出しください。



- ペットボトルのラベルは、  
ボトルからはずし  
容器包装プラスチック  
にお出しください。



- 空き缶・ペットボトルは、  
できるだけつぶして  
お出しください。



※対象外の品目が混ざっている場合は啓発シールを貼り、残置します。



※出し方のルールが守られていない古紙・衣類は、リサイクルに支障をきたすため、啓発シールを貼り、残置します。

## 対象品目

●①から⑥の対象品目ごとに6分別してお出しく下さい。雨の日でも収集します。  
●ほかのごみ収集と収集日が重なっている場合は、**場所を少し離して**お出しく下さい。

### ①新聞・折込チラシ

片手で持ち上げられる程度の量までを4つ折りし、**ひもで束ねて**お出しく下さい。

又は、新聞販売店で配られている透明もしくは半透明の新聞回収袋でお出しく下さい。

### ②段ボール

粘着テープ・カーボン紙(宅配伝票など)をはがし、**必ず折りたたんで**10枚程度までを**ひもで束ねて**お出しく下さい。

※簡単に取れない金属製の留め具は外さなくてもかまいません。

### ③紙パック

水洗いして、切り開き、乾燥させてから、**ひもで束ねる**か、中身の見えるごみ袋に入れてお出しく下さい。

**紙パック** マークのあるもの

### ④雑誌

●漫画本 ●単行本 ●カタログ  
●教科書 ●パンフレットなど

片手で持ち上げられる程度の量までを**ひもで束ねて**お出しく下さい。

### ⑤その他の紙

「新聞・折込チラシ」「段ボール」「紙パック」「雑誌」以外の紙は「その他の紙」でお出しく下さい。

**ひもで束ねる**か、中身の見えるごみ袋に入れてお出しく下さい。

### ⑥衣類

●ジャケット ●シャツ ●ズボン  
●セーター ●スカート ●着物など

洗濯し、乾かしてから、中身の見えるごみ袋に入れてお出しく下さい。  
雨などで衣類がぬれないよう袋の口をしっかりと閉じてお出しく下さい。

- シュレッダーした紙 (別の袋に入れてお出しく下さい)
- 紙袋
- 包装紙
- はがき、封筒 (窓付封筒のセロハン部分は切り取って普通ごみへ)
- メモ用紙
- カレンダー・紙製ファイル (金具やプラスチック製の留め具は取り外して普通ごみにお出しく下さい。)
- 紙箱 (たたんでお出しく下さい)
- ダイレクトメール
- 値札
- コピー用紙
- ポスター
- ラップの芯
- トイレトペーパーの芯
- テープの芯

引越しや大掃除などで一時的に多量に古紙・衣類を出される場合は、再生資源事業者に収集を依頼してください。(料金や収集条件については業者によって異なりますので再生資源事業者に直接お問い合わせください。)  
※再生資源事業者については、環境局のホームページ (<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000182430.html>) に掲載しています。又は環境事業センター(8ページ参照)にお問い合わせください。



## 対象外のもの

●対象外のものは普通ごみにお出しく下さい。  
●汚れたものは、品目に関わらず対象外となりますので普通ごみにお出しく下さい。

### ②段ボール で対象外のもの

- アルミコーティングされたもの
- ワックス加工されたもの

### ③紙パック で対象外のもの

- 内側がアルミコーティングされたもの

### ④雑誌 で対象外のもの

- 紙以外の部分
- 雑誌の付録(DVDなど)
- ビニール製や布製の表紙など

### ⑥衣類 で対象外のもの

- 作業服 ●ダウンジャケット
- 革製衣類 ●綿(わた)入りのもの
- ビニール製のもの
- 衣類以外のもの(タオル・シーツ・カーテンなど)

### ⑤その他の紙 で対象外のもの

- 油や食べ物の残りがすが付着した紙
- 紙おむつ
- ティッシュペーパー等の衛生紙
- 防水加工された紙(紙コップ、カップめん、アイスクリームやヨーグルトの容器など)

このマークの中には紙としてリサイクルできないものも含まれますので、マークがついても次のものは対象外です。

- これら以外の紙は、紙としてリサイクルできないので、「普通ごみ」としてお出しく下さい
- 感熱紙(ファックス用紙、レシートなど)
- 銀紙
- 捺染紙(アイロンプリント紙など)
- 感熱発泡紙(点字などに使用する加熱すると盛り上がる紙)
- においのついた紙(洗剤や線香の紙箱、石鹸の包装紙など)
- 圧着はがき
- 写真、写真プリント用紙
- カーボン紙、ノンカーボン紙(宅配便の複写伝票など)

## 古紙・衣類の持ち去り行為に関する規制について

大阪市では、平成29年4月1日より、古紙・衣類の取り扱いについて規定を定め、持ち去り行為等を規制しています。

持ち去り行為を目撃・発見した際には、直接声をかけることは避け、目撃・発見した場所、時間、特徴(車両ナンバー等)などを、お住いの地域を担当する各環境事業センター(8ページ参照)までご連絡ください。巡回パトロールや取り締まりに関する貴重な情報源となりますので、ご協力をお願いします。

本市やコミュニティ回収等で排出される上記の①～⑥までの対象品目が規制の対象となります。

## コミュニティ回収・資源集団回収を支援します

地域で、コミュニティ回収・資源集団回収の活動に取り組まれている皆さまは引き続き、その活動へ古紙・衣類をお出しく下さい。大阪市では、コミュニティ回収等の活動を行っている団体に対し、奨励金の支援を行っています。詳しくは、環境事業センター(8ページ参照)にお問い合わせください。

# 拠点回収について

※会社や商店等、家庭以外から出されるものは回収できません。

回収ボックス [区役所、区役所出張所等、市役所(本庁)、一部のスーパーマーケット等]  
 受付回収 [環境事業センター]

回収ボックス設置施設リスト: <https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009050.html#6>



## 乾電池

乾電池は、二酸化マンガン、亜鉛、鉄、炭素棒などで作られています。回収された乾電池は、鉄製品や亜鉛地金の原料にリサイクルされます。

### 受付できるもの

- アルカリ・マンガンの筒型乾電池



### 受付できないもの

- ボタン電池
- 充電式電池



※処理については相談窓口まで(8ページ参照)

## インクカートリッジ

(純正のみ)

インクカートリッジは、再生カートリッジとして再使用するほか、ボールペンなどの材料として様々な用途でリサイクルされます。

### 受付できるもの

- 家庭用インクジェットプリンター用のインクカートリッジ

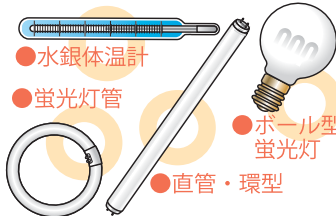


## 蛍光灯管・水銀体温計

蛍光灯管は、ほとんどがガラスで作られています。回収された蛍光灯管は、グラスウール(断熱材)や水銀としてリサイクルされます。

### 受付できるもの

- 水銀体温計
- 蛍光灯管
- ボール型蛍光灯
- 直管・環型



### 受付できないもの

- 電球
- グロー球
- LED
- 電子体温計



(使用済小型家電の回収ボックスへ)

### ■蛍光灯管の出し方

蛍光灯管は、破損防止のため、紙箱や紙筒に入れるか、新聞紙等で包んでお持ちください。また、お子様だけで持ち込みをされないようにお願いします。



回収ボックス [区役所、区役所出張所、市役所(本庁)、環境事業センター、大阪府庁]

## 使用済小型家電

電池・電気で動き、回収ボックスの投入口(15cm×30cm)に入る大きさの使用済小型家電

携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電にはレアメタルなどの貴重な資源が含まれており、この大切な資源を再生利用することを目的としています。これらをリサイクルすることにより、ごみの減量と資源の再生利用が進みます。

「電池ははずして、リサイクルにご協力をお願いします。」



## 品目一覧

携帯電話端末	ICレコーダ、ヘッドホン及びイヤホン等音響機器	電気かみそり等理容用機器
パソコン(タブレット端末を含む)	各種メモリ(ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード)	懐中電灯
電話機・ファクシミリ	電子書籍端末	時計
ラジオ	電子辞書	ゲーム機
デジタルカメラ	電卓	携帯ゲーム機
ビデオカメラ	電子血圧計	カーナビ
ポータブルDVDプレーヤー等映像用機器	電子体温計	カーオーディオ等車載機器
ポータブル音楽プレーヤー	ヘアドライヤー	これらの付属品(リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器)

## パソコンのリサイクルにご協力をお願いします

資源有効利用促進法に基づき、パソコンメーカー等が、家庭で使用済みとなったパソコンの回収・リサイクルに取り組んでいます。市民の皆さんには、回収・リサイクル費用の負担が必要な場合(平成15年10月以前に購入されたものなど)がありますが、パソコンメーカー等の取り組みにご協力をお願いします。なお、使用済小型家電回収ボックス投入口(15cm×30cm)に入るものは、区役所、区役所出張所等、市役所(本庁)、環境事業センターに設置している使用済小型家電回収ボックスにお出しいただけます。

詳しくは、パソコンメーカー又は一般社団法人パソコン3R推進協会(☎03-5282-7685)にお問い合わせください。

受付回収 [環境事業センター]

乾電池 ・ 蛍光灯管 ・ 水銀体温計 ・ 水銀血圧計 ・ 水銀温度計 ・ インクカートリッジ

## マタニティウェア・ベビー服・子ども服

### 受付できるもの

- 汚れがなく、再使用できるものであれば少量でも受け付けます。
- 持ち込み前に洗濯などをお願いします。



### 受付できないもの

- 汚れなどでリユースに向かないもの

※普通ごみにお出してください。



マタニティウェア・ベビー服・子ども服のリユース(再使用)

市民の皆さんに提供していただいたマタニティウェア等は、環境事業センター(8ページ参照)等で市民の皆さんに展示・提供(無料)しています。

- 実施日: 毎月第3土曜日
- 展示・提供時間: 10時~12時、13時30分~16時
- 提供点数: 1日1回の来場で1名につき2点まで

環境事業センター(8ページ参照)では、月~土の8時30分~17時の間、市民の皆さんからのお持込みを受け付けています。※祝日も受付しています。(年末年始を除く)



## マタニティウェア・ベビー服・子ども服および蛍光灯管は

お住まいの地域を担当する環境事業センターへ電話などでお申込みください。職員がご家庭まで引取りにお伺いします。



# 大阪市で収集しないもの

(販売店・メーカー等にご相談ください)

危険なものや処理が困難なものは、収集車両の火災事故、作業員の負傷事故、処理施設の故障などの原因となりますので、ごみとして出さないでください。

なお、家電リサイクル法対象品目については、大阪市では収集できません。(2ページをご参照ください。)

## ■危険なものや処理が困難なもの

- 有害な薬品類 ●ガソリン ●オートバイ ●自動車用タイヤ
- ガスボンベ ●灯油 ●ミニバイク ●塗料など ●バッテリー
- 消火器 ●廃油 ●シンナー ●金庫(手提げ金庫除く) ●ピアノ
- その他 ●ボタン電池 ●小型充電式電池

## ■家電リサイクル法対象品目

- エアコン
- テレビ
- 冷蔵庫、冷凍庫
- 洗濯機、衣類乾燥機

## ■主な市民相談窓口(参考)

※下記以外の品目については、販売店・メーカーなどにご相談ください。

品 目	相 談 窓 口	連 絡 先
LP ガ ス ボ ン ベ	(一社)大阪府LPガス協会	06-6264-7888
高 圧 ガ ス ボ ン ベ	近畿高圧ガス容器管理委員会	06-6251-5179
カ セ ッ ト ボ ン ベ (中身を使いきるこがむずかしい場合)	(一社)日本ガス石油機器工業会[カセットボンベお客様センター] ※ガスの抜き方を案内しています。	0120-14-9996
消 火 器	(株)消火器リサイクル推進センター	03-5829-6773
	〈各消火器メーカー〉 ●ヤマトプロテック(株) … (0120-801-084) ●モリタ宮田工業(株) … (06-4255-5301) ●(株)初田製作所 …… (0120-822-306) ●日本ドライケミカル(株) … (0120-606-178) ●マルヤマエクスセル(株) …… (072-634-3741)	
オ ー ト バ イ ・ ミ ニ バ イ ク	二輪車リサイクルコールセンター	050-3000-0727
ボ タ ン 電 池	最寄りの時計店・電器店・スーパー等に設置されている「ボタン電池回収箱」へ投入 ※リチウムコイン電池(型式番号CRおよびBR)は、「普通ごみ」収集へ	(一社)電池工業会 03-3434-0261
小 型 充 電 式 電 池	最寄りのリサイクル協力店(電器店・スーパー・ホームセンター等)に設置されている「充電式電池リサイクルボックス」へ投入	(一社) J B R C 03-6403-5673
金 庫	大阪セーフ・ファニチュア協同組合	06-6228-6767

## 台風等暴風時のごみ収集の中止について

台風が接近し、大阪市においてごみ出し時やごみ収集時に、さまざまな危険を伴う可能性がある場合、ごみ収集を中止することがあります。

ごみ収集を中止し回収できない地域が発生した場合は、**次回の収集日**をご利用ください。

(中止基準) 収集日当日6時に、気象庁より大阪市に平均風速30メートル以上の暴風が吹くことが予測された場合、次のとおりごみ収集を中止します。

暴風が予想される時間帯	9時から15時まで	15時から18時まで
作業中止の内容	終日作業を中止	12時から作業を中止

## ごみの持込み

ごみをご自分で処理される場合は電話連絡のうえ、有料で焼却工場へ持ち込むことができます。ただし、持込みは1日1回1台です。(4t車までに限ります。)ごみの持ち込みを希望する前日までに、お住まいの区を担当する焼却工場(下記)に予約してください。

※予約受付時間 9時~12時・13時~17時 (土・日曜、祝日・年始を除く)  
※受入時間 9時~11時・13時~15時 (月・土・日曜、祝日・年始を除く)

### ■ごみの持込みの受付工場

お住まいの区	名称	電話番号
中央区・東成区・城東区・鶴見区	鶴見工場	06-6912-4700
北区・西区・港区・大正区・浪速区・西淀川区・住之江区・西成区	西淀工場	06-6472-3000
福島区・此花区	舞洲工場	06-6463-4153
天王寺区・生野区・阿倍野区・住吉区・東住吉区・平野区	平野工場	06-6707-3753
都島区・淀川区・東淀川区・旭区	東淀工場	06-6327-4541
(他工場の状況により持込みしていただく場合があります。)	八尾工場	072-923-4226

※ただし最大辺が1mを超えるごみ等については、破碎処理が必要なため、行政区に関係なく舞洲工場(06-6463-4153)にお問い合わせください。

## 犬・猫などペットの死体の引き取り

地域を担当する環境事業センターにご連絡ください。(有料)  
また、飼い主のわからない道路上の犬・猫等の死体についても、地域を担当する環境事業センターにご連絡ください。(無料)  
ご供養をご希望の場合は、民間の動物霊園等にご依頼ください。

## 不法投棄はやめて!

ごみの不法投棄は法律で罰せられます。  
ごみの不法投棄は人に迷惑をかけ、環境を破壊する犯罪です。  
ごみの不法投棄を発見された方は、警察、もしくは地域を担当する環境事業センターにご連絡ください。

## 在宅医療に伴う注射針などの処理

在宅医療に伴う注射針や感染性廃棄物は、治療を受けている医療機関に返却し、ごみとして出さないでください。

粗大ごみ収集のお申込みは ☎ **0120-79-0053** まで!

※携帯電話でのお申込みは 0570-07-0053 (大阪06エリアへの通話料が必要です)

## ごみ等についてのお問い合わせ (お問合せ時間8時30分~17時)

お住まいの地域	担当の環境事業センター	電話番号	FAX番号	所在地
北区・都島区	北部環境事業センター	06-6351-4000	06-6351-4049	北区同心2-8-14
淀川区・東淀川区	東北環境事業センター	06-6323-3511	06-6370-3951	東淀川区上新庄1-2-20
旭区・鶴見区・城東区	城北環境事業センター	06-6913-3960	06-6913-3674	鶴見区焼野2-11-1
福島区・此花区・西淀川区	西北環境事業センター	06-6477-1621	06-6477-4602	西淀川区大和田2-5-66
天王寺区・東住吉区	中部環境事業センター	06-6714-6411	06-6714-7787	東住吉区杭全1-6-28
中央区・浪速区	中部環境事業センター出張所	06-6567-0750	06-6567-0721	浪速区塩草2-1-1
西区・港区・大正区	西部環境事業センター	06-6552-0901	06-6552-1130	大正区小林西1-20-29
東成区・生野区	東部環境事業センター	06-6751-5311	06-6753-3041	生野区巽中1-1-4
住之江区・住吉区	西南環境事業センター	06-6685-1271	06-6685-1282	住之江区泉1-1-111
阿倍野区・西成区	南部環境事業センター	06-6661-5450	06-6653-7849	西成区南津守5-5-26
平野区	東南環境事業センター	06-6700-1750	06-6706-2007	平野区瓜破南1-3-40

※大阪市内への転入等により、新たにごみを排出される場合は、地域を担当する環境事業センターにご連絡ください。

■本パンフレットに関するお問い合わせ: 環境局事業部事業管理課 ☎06-6630-3226